

見附市告示第 1 7 2 号

住民票の消除について（公示）

住民票の消除について、調査のうえ、住民基本台帳法施行令第 1 2 条第 1 項により令和 6 年 1 2 月 1 0 日付けで当市に住所を有しない者として住民票を消除したので、同条第 4 項により公示します。

なお、この処分に不服のある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、見附市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取り消しを求める訴えは、この処分を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に見附市を被告として提起することができます。

令和 6 年 1 2 月 1 0 日

見附市長 稲田 亮

| 住所            | 氏名 | 生年月日 |
|---------------|----|------|
| 庁舎掲示板を参照ください。 |    |      |